

金井町・藤の台団地住所整理事業ニュース

発行日:2018年5月7日

発行:町田市役所 都市づくり部

土地利用調整課

金井町・藤の台団地で実施する住所整理事業に関する情報を皆さまにお届けします。

住所整理実施後に必要な手続きについて

住所整理実施に伴う住所の書き換えは、町田市役所等が職権で行えるもの(8ページ以降に記載)もありますが、皆様ご自身で変更手続きをしていただくものもあります。以下の項目については、住所整理実施後、ご自身でお手続きをしていただく必要が生じますので、該当する項目をご確認ください。

お手続きに必要な書類のうち、「住居番号決定通知書」については住所整理実施時に町田市から皆様へお送りします。

手数料は原則無料ですが、車検証や不動産登記の所有者の住所変更などで、代行業者に手続きを依頼される場合は別途料金がかかることがあります。

なお、銀行や保険など一般民間企業との契約等に関するお手続きについては、お手数料ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

法務局（登記）関係

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所変更 (権利部)	国内に土地・建物を所有している方	土地・建物等の所在地を管轄する法務局(郵送可) 町田市内の不動産は東京法務局 町田出張所 町田市森野 2-28-14 ☎042-722-2414	手続きに期限はありませんが、早めの変更をお勧めします。 不動産の売買や相続の際には書き換えが済んでいる必要があります。	・登記申請書 ・住居番号決定通知書
不動産(土地・建物)の抵当権者などの住所変更 (権利部)	国内の土地・建物に、抵当権・賃借権・仮登記など、権利者として登記している方			
商業登記や法人登記の本店(主たる事務所)の所在地の変更	登記をしている会社・法人の代表者	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 及び	[本店] 実施日以降 2週間以内	・登記申請書 ・住居番号決定通知書
商業登記や法人登記の支店(従たる事務所)の所在地の変更		支店(従たる事務所)の所在地を管轄する法務局	[支店] 実施日以降 3週間以内	
商業登記や法人登記の代表者などの住所変更		本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局		

通知カード、個人番号カード

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
通知カードの住所変更	通知カードをお持ちの方	町田市役所 市民課 ☎042-860-6195 各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	・通知カード または 個人番号カード ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更ができます。 ※個人番号カードの変更手続きには暗証番号が必要となります。
個人番号カードの住所変更	個人番号カードをお持ちの方			

住民基本台帳カード

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
住民基本台帳カードの住所変更 ※写真なしカードの場合は手続きの必要はありません。	住民基本台帳カードをお持ちの方	町田市役所 市民課 ☎042-724-2123 各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※変更手続きには暗証番号が必要となります。

在留カードなど

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	左記のいずれかをお持ちの方	町田市役所 市民課 ☎042-724-2123 各市民センター	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

建物の増改築

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
建物の増改築に伴う住居番号(住所)の変更 ※増改築で出入口の位置が変わると住居番号(住所)が変更になる場合があります。	住所整理実施後、建物の増改築をする方	町田市役所 市民課 ☎042-724-2123	増改築で使用している外壁工事用の足場がとれて、建物が8割程度完成した頃に手続きをしてください。	増改築建物の ・案内図 ・配置図 ・平面図

自動車・オートバイ等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町 3-1-3 ☎042-722-0110 忠生地区交番 町田市忠生 1-11-1 都内の警察署、試験場及び免許更新センター	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・運転免許証 ・住居番号決定通知書 【本籍の変更】 ・本籍変更のお知らせ※ ・運転免許証
※区域内に本籍を置いている場合には、実施日以降に戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」を送付いたします。不足する場合には市民課、各市民センター、各駅前連絡所及び木曾山崎連絡所にて証明書を無料発行できますので、実施日以降、窓口にお申し出ください。なお、本籍のお知らせは「住居番号決定通知書」(住所)とは異なる時期(実施日以降)に送付予定ですので、現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居番号決定通知書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。				
二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	町田市役所 市民税課 ☎042-724-2113 忠生市民センター ☎042-791-2802 鶴川市民センター ☎042-735-5704	実施日以降、変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・標識交付証明書
自動車、オートバイ(126cc以上)の車検証の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者又は使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 ☎050-5540-2033	実施日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書 ・住居番号決定通知書 ・印鑑(所有者・使用者) ・車検証(軽二輪車の場合は届出済証と自賠責保険証です)

福祉・医療・その他保険等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
小児慢性特定疾病 医療受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2139	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・受給者証 ・住居番号決定通知書
大気汚染医療 (気管支ぜん息等) (都医療券)	医療券をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2139	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・医療券 ・住居番号決定通知書
身体障害者手帳 愛の手帳 (療育手帳)	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 ☎042-724-2148	実施日以降、変更手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 ☎042-724-2145	更新等の際に、併せて変更手続きをしてください。	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
自立支援医療受給者証(精神通院)	受給者証をお持ちの方			・受給者証 ・印鑑
特定医療費(指定難病)受給者証 難病医療券 (都医療券)	受給者証または医療券をお持ちの方			・受給者証または医療券 ・住居番号決定通知書
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳または第一種(第二種)健康診断受診者証をお持ちの方	町田市役所 福祉総務課 ☎042-724-2537	実施日以降、変更手続きをしてください。	・居住地(氏名)変更届(都内変更) ・住居番号決定通知書 ・被爆者健康手帳または健康診断受診者証 ・手当証書(手当受給者のみ) ・印鑑
健康診断受診票 (被爆者の子)	健康診断受診票をお持ちの方			・居住地(氏名)変更届(都内変更) ・住居番号決定通知書 ・健康診断受診票 ・医療券(認定者のみ) ・印鑑

その他

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
入札参加資格申請	町田市において入札資格を有する事業者	東京電子自治体共同運営サービス (https://www.e-tokyo.lg.jp/) ☎0570-05-1090 (e-tokyo コールセンター)	詳しくは、トップページから電子調達 ⇒ マニュアル ⇒ 資格審査申請 ⇒ 申請の手引き(工事・物品) ⇒ 変更をご覧ください。	
町田市役所へ届出している本店・支店の所在地の変更	町田市役所に対して届出している会社等	町田市役所 市民税課 ☎042-724-3279	実施日以降、異動届をご提出ください。	・所在地の変更をした法人登記の謄本コピー(履歴事項全部証明書) ・印鑑
社会福祉法人の定款変更(事務所所在地、基本財産所在地)	社会福祉法人	所轄庁(国の場合は東京都) ※町田市が所轄庁の場合 町田市役所 指導監査課 ☎042-724-4094	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	所轄庁にお尋ねください
工場・指定作業場	左記の代表者	町田市役所 環境保全課 ☎042-724-2711	実施日以降、変更手続きをしてください。	・工場・指定作業場氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例第13号様式)
揚水施設				・揚水施設氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例134条4項に基づく届出)
特定施設 (水質汚濁防止法)				・氏名等変更届出書 (水質汚濁防止法様式第5[第7条関係])
特定施設 (騒音規制法)				・氏名等変更届出書 (騒音規制法様式第6)
特定施設 (振動規制法)				・氏名等変更届出書 (振動規制法様式第6[第8条関係])

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
特定施設 (下水道法)	左記の代表者	町田市役所 水再生センター ☎042-720-1824	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・氏名変更等届出書 (下水道法施行規則様式第10)
除害施設 (町田市下水道条例)				・氏名変更等及び施設使用廃止届出書 (町田市下水道条例施行規則第8号様式)
診療所、施術所、薬局、医薬品販売業、医療機器販売業者等の医務薬務関連施設	左記施設の開設者の方	町田市役所 保健総務課 ☎042-722-6728	法律等により、定める期限内に手続きが必要な場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
被爆者一般疾病医療機関	指定されている方	町田市役所 福祉総務課 ☎042-724-2537	実施日以降、変更手続きをしてください。	・被爆者一般疾病医療機関申請事項変更届 ・印鑑
結核の指定医療機関		町田市役所 保健予防課 ☎042-724-4239		・結核指定医療機関変更届 ・「結核指定医療機関の指定書(紛失の場合は「紛失届」)」 ・住居番号決定通知書
転籍届	転籍をご希望の方 (戸籍の筆頭者及び配偶者)	町田市役所 市民課 ☎042-724-2865 各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	・転籍届 ・届出人の印鑑
シルバーパス	シルバーパスをお持ちの方	神奈川中央交通 ・町田営業所 ☎042-735-5970 ・町田駅前サービスセンター ☎042-728-4081 ・町田ターミナルサービスセンター ☎042-722-2921	実施日以降、変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
鉄砲刀剣類等所持許可者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律届出者の住所変更	各許可証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町 3-1-3 ☎042-722-0110	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・許可証 ・住居番号決定通知書
酒類販売業免許証の住所変更	酒類販売の免許をお持ちの方	町田税務署 町田市中町 3-3-6 ☎042-728-7211		<ul style="list-style-type: none"> ・異動申告書 ・印鑑 ・住居番号決定通知書
勤務先・学校など	勤務先(会社)、学校などにご確認ください。 なお、町田市立小・中学校へ通学されている場合は、手続きは不要です。			

住所整理実施後も手続きが必要ないもの

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
住民票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	町田市役所 市民課 ☎042-724-2123	-
戸籍簿 (本籍欄)	本籍がある方	町田市役所 市民課	
戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方	☎042-724-2865	
印鑑登録原票	印鑑登録をしている方	町田市役所 市民課	
公的個人認証サービス	公的個人認証サービスの登録をしている方	☎042-724-2123	
固定資産税課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	町田市役所 資産税課 ☎042-724-2116	実施の翌年度の課税から変更になります。
国民健康保険被保険者台帳	国民健康保険の被保険者	町田市役所 保険年金課 ☎042-724-2124	被保険者証については 9 ページを参照してください。
選挙人名簿	選挙権のある方	選挙管理委員会 ☎042-724-2168	-
不動産(土地・建物)の所在 (表題部)	実施区域内の土地・建物を所有している方	東京法務局 町田出張所 ☎042-722-2414	
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 ☎050-3816-3104	引き続きそのまま使用できます。 表示の訂正をご希望の場合は左記にお問い合わせください。

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
年金加入者の住所変更	年金加入者の方	日本年金機構 八王子年金事務所	原則、手続きの必要はありませんが、以下の場合は左記にお問い合わせください。 ・介護施設入所等のため、現住所と住民票の住所が異なっている場合。 ・住所整理実施後も日本年金機構から受け取った通知等の宛先が新住所に改まっていない場合。
年金受給者の住所変更	年金を受け取っている方のうち ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者	☎042(626)3511	
60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方の住所変更	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方		
国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	町田市役所 保険年金課	すでに交付されているものは、引き続きそのまま使用できます。 表示の訂正をご希望の場合はお申し出ください。
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	☎042-724-2124 各市民センター	
国民健康保険限度額適用認定証	認定証をお持ちの方	町田市役所 保険年金課	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		☎042-724-2130	
児童手当	手当を受けている方	町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2139	児童扶養手当の証書については 11 ページをご覧ください。
児童扶養手当		町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2143	
児童育成手当			
乳幼児医療証 (乳医療証)	医療証をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2139	すでに交付されているものは、引き続きそのまま使用できます。 更新の時に書き換わります。 すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。
義務教育就学児医療証 (子医療証)		各市民センター	
ひとり親家庭等医療証 (親医療証)		町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2143	

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 心身障害者福祉手当 重度心身障害者手当	手当を受けている方	町田市役所 障がい福祉課 ☎042-724-2148	-
心身障害者医療費制度受給者証 (障受給者証)	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 ☎042-724-2148	すでに交付されているものは、引き続きそのまま使用できます。 更新時に書き換わります。 すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。
自立支援医療受給者証(更生医療)			
障害福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 ☎042-724-3089	
介護保険被保険者証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 ☎042-724-4364	
介護保険負担割合証・負担限度額認定証 生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 ☎042-724-4366	

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
後期高齢者医療被 保険者証	証書を お持ちの方	町田市役所 保険年金課 ☎042-724-2144	すでに交付されているものは、引き続き そのまま使用できます。 更新時に書き換わります。
後期高齢者医療限 度額適用標準負担 額減額認定証			
後期高齢者医療特 定疾病療養受療証			
児童扶養手当証書	証書を お持ちの方	町田市役所 子ども総務課 ☎042-724-2143	すでに交付されているものは、引き続き そのまま使用できます。 更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場 合はお申し出ください。
犬登録	犬登録をしている 方	町田市役所 生活衛生課 ☎042-722-6727	
公共料金など	上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHKについては、特に手続きの必要 はありません。 その他の電気事業者、ガス会社、通信事業者等については、お手数ですがそれ ぞれの窓口へお問い合わせください。		
旅券(パスポート)	<p>■住居表示による本籍表示の変更はパスポート更新時の「本籍の変更」には該 当しません。パスポート有効期限内の切替には、戸籍の提出は不要です。</p> <p>■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自分で旧住所 を2本線で消し、新しい住所を記入してください(修正液の使用は不可。)</p> <p>例) (新町名)○丁目 □番△号 東京都 町田市 金井町1234番地56</p>		

わかりやすい住所で



<住所整理事業担当窓口>

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 8階804窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

担当: 高山・小川・鈴木・池田・明石

電話: 042-724-4254(直通) Fax: 050-3161-6271